

第5章 計画の推進

1 計画の推進・評価

- 本計画の趣旨と内容、進捗状況について、県のホームページに掲載するとともに様々な機会を捉えて周知します。
- 本計画については、「大分県循環器病対策推進協議会」において進捗状況を把握し、円滑な推進を図るとともに、循環器病をめぐる状況の変化や目標の達成状況等を踏まえ、定期的に計画の見直しを行います。また、循環器病対策の推進に当たっては、関係者等の意見を把握し、取組に反映させていくよう努めます。

2 各団体等の役割

(1) 県

循環器病対策を実効的なものとして展開するために、県民をはじめ、市町村、医療機関、関係団体などと相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に取組を推進します。

(2) 医療機関

各医療機関の役割に応じて、循環器病に対する切れ目がなく質の高い医療の提供に努めるとともに、医師等の医療従事者の育成に努めます。

また、患者団体などとも連携しながら、患者及びその家族に対し、循環器病に関する情報提供や相談支援を行います。

(3) 医療保険者、事業者等

循環器病予防のための生活習慣の改善や早期発見のための特定健康診査・特定保健指導の重要性を認識し、受診促進に努めます。

また、循環器病について正しく理解し、従業員等が循環器病になった場合でも働き続けることのできる職場環境づくりに取り組みます。

(4) 保健・医療・福祉関係団体

医師会、歯科医師会、看護協会等の関係団体は、行政の取組への協力や、専門性を活かした情報提供等を行います。

(5) 患者団体

患者同士の交流を通じて、循環器病に関する様々な情報交換を行うとともに、行政が実施する循環器病対策に対して助言等を行います。

(6) 県民

循環器病や循環器病患者に関する正しい知識を得ることに努め、積極的に生活習慣の改善や特定健康診査・特定保健指導の受診に努めることが期待されています。